

令和2年第2回

常総衛生組合議会定例会会議録

令和2年10月6日

令和2年第2回常総衛生組合議会議事日程

令和2年10月6日（火） 午後1時30分開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指定について

- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 管理者報告

- 日程第4 認定第1号 令和元年度常総衛生組合歳入歳出決算認定について

- 日程第5 議案第6号 常総衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第7号 常総衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例について

- 日程第7 議案第8号 令和2年度常総衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（7名）

1番	石川寛司君	2番	後藤治男君
3番	小菅勝彦君	4番	間宮美知子君
5番	中村豊君	7番	山本広行君
8番	堀越道男君		

欠席議員（1名）

6番 喜見山 明 君

地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

管 理 者	小田川 浩 君
副 管 理 者	神 達 岳 志 君
副 管 理 者	松 丸 修 久 君
副 管 理 者	木 村 敏 文 君
監 査 委 員	海老原 茂 君
会 計 管 理 者	海老原貞夫 君
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	間根山知己 君
施設管理課長	山 上 均 君
総務課庶務係長	臺 匡 史 君
施設管理課 第一施設係長	豊 島 一 晃 君
施設管理課 水質管理係長	片 倉 俊 明 君

開会宣言 午後1時30分

○議長（後藤治男君） これより本会議に入ります。

定例会に入る前に、ご報告事項がございます。

任期満了に伴う常総市長選挙が7月5日に行われ、神達市長が見事再選されました。心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

これより本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は6名です。欠席議員は、6番 喜見山 明君です。1番 石川寛司君はただいまこちらに向かっており、若干遅れますのでよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回常総衛生組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による議案等説明のための出席者は、お手元にご配布のとおりでありますので、ご報告申し上げます。

○議長（後藤治男君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

7番 山本広行君と8番 堀越道男君の2名を指名いたします。

○議長（後藤治男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定されました。

日程第3、管理者報告についてを議題といたします。小田川管理者の報告を求めます。

○管理者（小田川 浩君） 本日は、大変お忙しい中、令和2年第2回常総衛生組合議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、中国武漢で発症した新型コロナウイルスが全世界に飛火しまして、これ

まで3,500万人を超える人々が感染しております。そして、100万人を超える人々が亡くなるという事態に陥っているわけでございます。終息には、あと1年位の歳月が必要ではないかと思いますが、いち早く終息することを願っております。

さて、組合運営につきましては、皆様のご理解とご協力をいただきまして、構成団体のし尿及び浄化槽汚泥をトラブルも無く、順調に処理をしているところでございます。

今後、無駄を省き、し尿処理施設の適切な運営管理を行うとともに、万全な収集体制を確保し、環境衛生の向上を図ってまいります。

組合の処理状況でございますが、令和元年度の年間処理量は、34,850kℓで、月平均2,900 kℓを処理しております。内訳といたしましては、し尿が10.96%、浄化槽汚泥が89.04%となっております。

処理量は、前年度と比較して2.18%増加しており、農業集落排水や合併浄化槽汚泥の増加によるものだと思います。

100kℓ施設も定期的に修繕を行い、大きなトラブルもなく順調に処理しておりますが、施設も22年が経過し、経年劣化による修繕箇所も出てきており、昨年度の大きな工事は、「汚泥乾燥焼却設備更新工事」や「焼却設備屋上屋根防水改修工事」などでございます。

今後、住民の皆様には迷惑の掛からぬよう、順次予定を組みながら修繕を行い、施設の延命化を図ってまいります。

さて、議会の内容でございますが、令和元年度歳入歳出決算認定については、さる7月27日に監査委員による慎重なる審査をしていただいたところでございます。

また、令和2年度補正予算につきましては、令和元年度決算に基づいた繰越金の補正でございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、なにとぞ、ご審議、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤治男君） 日程第4、認定第1号 令和元年度常総衛生組合歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 認定第1号 令和元年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

令和元年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見書をつけて、組合議会の認定に付する。

令和2年10月6日提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

○事務局長（間根山 知己君） 令和元年度常総衛生組合一般会計歳入歳出決算書の内容について説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1款の分担金及び負担金。1節の普通分担金。予算額が、2億7,402万1,000円。それに対し、収入済額が、2億7,402万1,000円。内訳は、常総市が1億527万8,868円、守谷市が1,167万3,294円、坂東市が9,771万5,889円、つくばみらい市が5,935万2,949円で、各市の分担金は、平成29年度処理量実績により決定しております。

2款の使用料及び手数料。1節の手数料。予算額1,170万円に対して、収入済額が1,254万5,753円。各業者よりし尿を投入した量10ℓ当たり3円60銭の手数料を徴収したものでございます。

3款の財産収入。1節の物品売払収入1,000円に対して、収入済額はございませんでした。

4款の繰越金。1節の繰越金。5,002万2,000円に対して、収入済額が5,002万2,301円で、これは前年度繰越金でございます。

8ページをお開きください。5款の諸収入。1節の雑入。4万4,000円に対して、収入済額が8万5,016円。内訳が、自動販売機設置料が2万4,000円、団体生命還付金が2万925円、自動検針装置設置料が6,000円、電柱等設置使用料が1万8,000円、雇用保険料が1万6,091円でございます。

歳入合計が、3億3,667万4,070円でございます。

次に、歳出を説明いたします。主なものを説明させていただきます。

10ページをお開き願います。1款の議会費48万2,000円を計上させていただきましたが、議員8名分の報酬などで43万432円の支出をいたしました。

12ページをお開き願います。2款の総務費。1目の一般管理費。2節の給料、3節

の職員手当等，4節の共済費は，職員5名分の人件費でございます。

14 ページをお開き願います。19 節の負担金補助及び交付金のうち，職員派遣負担金 971 万 5,359 円は，坂東市より課長を派遣していただいておりますので，その人件費の負担金です。当初は2名の派遣を見込んでおりましたので，不用額が 1,243 万 2,141 円となったものでございます。

16 ページをお開き願います。2 目の公平委員会費 21 万 5,000 円を計上させていただきましたが，報酬が不足したため，5,000 円を一般管理費から流用しまして，22 万円とし，20 万 6,390 円の支出をいたしました。

2 項の監査委員費 8 万 7,000 円を計上いたしました。4 回の監査を行い，5 万 1,456 円の支出をいたしました。

18 ページをお開き願います。3 款の衛生費。1 目の施設管理費。2 節の給料，3 節の職員手当等，4 節の共済費は職員 6 名分の人件費でございます。

7 節の賃金は，臨時職員 3 名分の賃金でございます。

15 節の工事請負費のうち，汚泥乾燥焼却設備更新工事 2,552 万円は，乾燥焼却炉の修理や脱臭炉ガス流入フード，焼却バーナーコントローラ更新工事などを行ったものでございます。

3 号井戸ポンプ交換工事 173 万 8,000 円は，経年劣化により，水中ポンプのプロペラシャフトの部分が変形したもので，水中ポンプとマグネットスイッチの交換工事をしたものでございます。

焼却設備屋上屋根防水改修工事 1,265 万円は，建築後 22 年経過し，特に乾燥設備側の雨漏りが酷かった部分 643 m²にウレタン防水をしたものでございます。

20 ページをお開き願います。2 目のし尿処理費。11 節の需用費の消耗品費 1,281 万 8,469 円の大半が汚泥処理に関わる薬品購入費であり，全体に汚泥の処理状態が良かったために，例年より薬品の使用料が少なかったため，安価になったものでございます。

燃料費 1,734 万 8,180 円は，A 重油で年間使用量は 244 kl で，前年度より 10 kl 程度少なめですが，料金も昨年度より 120 万円ほど安くなり，特に 7 月から 12 月にかけてはリットル当たり 60 円前後でしたので，前年度に比べて 4 円から 5 円くらい安

価となりました。

光熱費 3,638 万 8,388 円は電気料で、昨年度より薬品の投入量が少なかったために電気料も安価になったものでございます。

この施設も二十数年経過する中で、予算に無い突発的な修繕も多くなり、予算の少ない中修理しているもので、代表的な修繕は、制御盤用操作タッチパネル修理で、ソフト回収・組込など操作タッチパネル 2 台の更新で 402 万 2,784 円でした。

モーノポンプ点検修理は、し尿投入、凝集汚泥移送、余剰汚泥移送など各ポンプ分解点検整備で、540 万円。

オゾン発生装置点検修理は、オゾン発生装置や空気浄化装置、コンプレッサー等の分解点検整備で 552 万 2,000 円。

大小合わせて 43 件の修繕料が 5,588 万 9,340 円でございます。

県西工業用水料 927 万 5,355 円。年間使用量は約 9 万 m³、月平均で 7,500 m³でございます。

13 節の委託料の焼却灰処分委託料 270 万 1,687 円は、汚泥を焼却した灰を北茨城市の最終処分場へ運搬するもので、当初 100 トンを見込んでおりましたが、70 トンで済んだものでございます。

22 ページをお開き願います。3 節の車両管理費は 84 万円を計上させていただきましたが、修理や車検等で 65 万 7,875 円の支出でございました。

歳出合計が、2 億 7,378 万 4,288 円。先に説明しました歳入合計が、3 億 3,667 万 4,070 円。3 ページの下にございますように、歳入歳出差引と翌年度への繰越額がともに 6,288 万 9,782 円となります。

以上が令和元年度決算内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤治男君） ありがとうございます。認定第 1 号につきましては、監査委員から監査の結果についての報告を求めます。海老原監査委員お願いします。

○監査委員（海老原 茂君） 報告させていただきます。意見書、令和元年度常総衛生組合歳入歳出決算上記決算別冊のとおり、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により管理者から提出があったので、審査したところ、収支とも正確で規定に適合し、その計算是帳簿及び証憑書類に合致し正当であると認めます。

令和2年7月27日 監査委員 海老原 茂, 監査委員 喜見山 明

意見書を付して監査の報告といたします。

○議長（後藤治男君） 認定第1号について、質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ございませんか。

8番 堀越道男君。

○8番（堀越道男君） 内容についてちょっとお聞きしたいのですが、歳入の方で使用料及び手数料で、当初予算額に比べて増えてるわけですね。この内容は、先ほど言われた説明ですと、合併浄化槽が増えたからということだけなのか、他にもなにかあったのか、いずれにしても尿処理の数は少なく、逆に合併とかの数が多くなると聞いたので、どのような経緯でなったのかお聞きしたい。

○議長（後藤治男君） 間根山事務局長。

○事務局長（間根山 知己君） これはですね、業者が各家庭から汲み取りしている件数ですが、大体1年で1度汲み取っているのですが、ちょっと早くなるとか遅くなるとかがありまして、その関係で件数が上下したりが考えられます。例年、年間の件数というのはほとんど変わりありませんが、汲み取りのタイミングで年度間での若干の差というものが出てきます。量に関しても、どのタイミングのズレで若干の差が出ますが、ほぼ同じような量になっております。

○議長（後藤治男君） 堀越議員よろしいでしょうか。

○8番（堀越道男君） はい。

○議長（後藤治男君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤治男君） 質疑ないようですので、認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤治男君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 日程第5、議案第6号 常総衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第6号について説明いたします。常総衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例について。

常総衛生組合監査委員条例（昭和62年常総衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年10月6日提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由といたしまして、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員条例において引用する同法の条項番号を改めるため、これを提出する。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（後藤治男君） 質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 日程第6、議案第7号 常総衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例ついてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第7号 常総衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例について。

常総衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年10月6日提出 常総衛生組合管理者 小田川 浩

提案理由といたしまして、本案は、規定が未整備であったため、これを提出する。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤治男君) 議案第7号について、質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。

○議長(後藤治男君) 質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤治男君) 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤治男君) ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(後藤治男君) 日程第8、議案第8号 令和2年度常総衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者(小田川 浩君) 議案第8号 令和2年度常総衛生組合一般会計補正予算。令和元年度常総衛生組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,788万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,831万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月6日提出。常総衛生組合管理者 小田川 浩

以上でございます。詳細につきましては、事務局より説明いたします。

○事務局長（間根山 知己君） 令和2年度常総衛生組合一般会計補正予算の内容について説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

4ページをお開きください。令和元年度の決算額が決定したことにより、令和2年度への繰越金が決定いたしました。

歳入にありますように、繰越金の補正前の額が2,500万円。補正額の前年度繰越額が3,788万9,000円。繰越金の合計が6,288万9,000円となります。

また、歳出の予備費ですが、補正前の額が300万円。補正額が3,788万9,000円。予備費の合計が4,088万9,000円となるものでございます。3ページの事項別明細書にございますように、歳入の繰越金が、6,288万9,000円になることによって、歳入合計が3億3,831万6,000円。歳出の予備費が、4,088万9,000円になることによって、歳出合計が3億3,831万6,000円となります。以上が補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤治男君） 議案第8号について、質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） 本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（後藤治男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり決定することに決定いたしました。

○議長（後藤治男君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

令和2年第2回常総衛生組合議会定例会を閉会します。

閉会宣言 午後2時2分

会議規則第 36 条の規定により署名する。

議 長 後藤 治男

7 番議員 山本 広行

8 番議員 堀越 道男